

情報通信審議会情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会
安全・信頼性検討作業班（第 28 回）議事要旨

1 日時

平成 26 年 9 月 26 日（金）18 時 00 分～19 時 00 分

2 場所

総務省 10 階 共用 1001 会議室

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

相田 仁（主任）、大久保 明（主任代理）、池田 正、岩橋 秀直、内田 真人、
大山 真澄、加藤 潤、木村 孝、久保田 伸、小林 真寿美、柴田 克彦、高井
久徳、中島 寛、西川 嘉之、三膳 孝通、向山 友也、矢入 郁子、吉田 治生

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

塩崎 充博、富岡 秀夫、寺岡 秀礼、本田 昭浩

4 議事

- 資料安作 28-1 に基づき事務局より第 27 回の議事要旨案を確認した。
- 「情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準の見直しについて」（資料安作 28-2）及び「情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準（案）別表第 1 設備等基準」（資料安作 28-3）について事務局より説明した。主な討議は以下のとおり。
 - ・ 資料安作 28-3 の新区分の実施指針は、資料安作 28-2 の 1 ページ目、検討方針(1)に従って設定した。
 - ・ 資料安作 28-2 の検討方針では、回線に対する指針は原則対象外とするとされているながら、資料安作 28-3 に対象外でない項目がある。備考欄に「登録を要しない電気通信回線設備を設置しているか確認」と記載されているが、登録を要しない電気通信回線設備を設置していれば、回線を持っている扱いになるということか。
 - ・ （事務局）そのとおり。現在の案で問題が無いか確認していただきたい。
 - ・ 回線を他社から借りている場合にはどのような扱いになるのか。
 - ・ （事務局）対象外となる。
 - ・ 他社から借りている場合であっても、国民生活に重要な役割を果たすサービスを提供しているのであるから、回線の複数経路の設置が望ましいという指針にした気もする。自らの設備でないものについての整理も必要かもしれない。
 - ・ 回線を持っていない非回線設置事業者に対して、伝送路を対象とする対策が実施項目になっている、しかも◎になっている項目があることについて釈然としない。

- ・ 構内回線設備を想定されているのか。
- ・ (事務局) 届出事業者であっても登録を要しない回線を持っている可能性がある。そのような事業者がいた場合、回線に対する指針が抜けてしまうことを危惧しているため、今回の案では対象とさせていただいた。登録を要しない回線を持っていないことを教えていただければ、全て対象外ということで確定をさせていただきたいと考えている。
- ・ (事務局) 回線設置事業者への基準について、構内回線についても適用できるものがあれば、回線非設置事業者へも適用したいと考えている。また、他社から借りている設備に対しても、実施すべき対策の有無の検討が必要ではないかと考えている。
- ・ 資料安作 28-3 の 1 ページ目 (3) アを例に挙げると、「設置すること」という記載を「構成すること」に改めるというような考え方もあり得るかもしれない。
- ・ 複数の経路に係る対策等は長距離回線を想定していると考え。そのような対策の対象に構内回線を含めることには違和感がある。
- ・ (事務局) 構内回線を対象とできる対策については、改めて検討する。
- ・ 資料安作 28-2 の 1 ページ目、検討方針 (1) ③に該当するものは存在しないように見える。
- ・ (事務局) 回線に対する指針は対象外とする予定だが、(回線を設置していないこと)の確認をしたかったため、現在は (1) ③に該当するものはない。
- ・ 確認がとれれば (1) ③になる可能性があるということですね。
- ・ 電気通信事業法上登録を要しないでよいとしている電気通信回線設備に対して、◎というのをおかしいのではないか。
- ・ 元々、社会的影響を考えて回線設置事業者にのみ基準があり、今回、回線非設置事業者にも、社会的影響の大きさを理由に基準を設定するという趣旨だと認識している。回線設置事業者であっても、社会的影響が大きくないために登録を要していなかったのであれば、◎は違和感がある。
- ・ 回線を設置していない事業にとって重要な部分に着目すべきであって、登録不要な小さな回線に着目するのは変だと考える。
- ・ 回線がないという証明は困難だと思うのだが、どのように行うのか。ここにいる人たちの中でなければならないということでもいいのか。
- ・ 構内回線を含むのであれば、ないということはないと思う。
- ・ 例えば伝送路の多重化については、構内回線は一般に二重にはしないはずであるし、多重化を実施するのは屋外の回線のイメージなので、構内回線に当てはめるのは不可能ではないか。この基準は屋外の回線を想定しているはずであり、構内を含めるのであれば、構内向けの基準を作らなければならない。

- ・ (3) アは、東京と大阪にデータセンターがあり、その間に通信事業者から調達した専用線等を異経路で構成する、というような趣旨だと考えている。
 - ・ 設備等基準については、内容を改めて整理し、アイデアをお出しいただければと考える。
- 「情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準（案）別表第2 管理基準」（資料安作 28-4）について事務局より説明した。主な討議は以下のとおり。
- ・ （事務局）前回の宿題であった、鉄道情報はテレビで表示されている仕組みについては、鉄道業界と放送業界が提携を結んでいるのではなく、テレビ局の方が自主的に情報収集し、発信しているようだ。
 - ・ 資料安作 28-2 の利用者への情報提供の在り方は、資料安作 28-4 4 ページ目 2(2) の項目を増やしたという理解でよいか。
 - ・ （事務局）そのとおり。
 - ・ 情報提供の在り方の内容のうち、情報公開に要する具体的な時間等は、基準本体に記載するのか、それとも解説に記載するのか。
 - ・ （事務局）解説に記載する。
 - ・ MVNO と MNO のどちらから利用者が情報を得ればよいのかわからない場合が頻繁に発生しているので、どのような情報を誰から得られるのかということ踏まえた基準とした方がよいのではないか。
 - ・ 管理規定には、情報提供の在り方について詳細に規定されていないので、情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準に具体的な情報提供の在り方を記載することは可能という理解でよいか。
 - ・ （事務局）適宜修正することは可能である。
 - ・ 資料安作 28-4 2(2) カに利用者と直接対応する販売代理店等に事故の詳細を周知することとされているが、最も大事なのは利用者へ周知することなので、MVNO と MNO の責任を明確化して、どちらかが周知することという記載を加えればよいのではないか。
- 事務局より、今後のスケジュールについて説明した。

以上